

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団
次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員の仕事と子育ての両立を支援し、全ての職員が働きやすい環境を作り、個々の能力を最大限に発揮できる労働環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日まで（3年間）

2 内容

目標1：令和6年度における年次有給休暇の取得率が付与日数の50%以上である職員を60%まで上げる。

<取組内容>

令和4年4月～祝日を合わせて連続3日以上の日を連続して取得を推奨するとともに、計画的な有給休暇取得を促す。

令和5年4月～年次有給休暇の取得状況を各部署の所属長に周知し、所属長は年次有給休暇の取得率が低い職員に休暇取得を促す。

目標2：「配偶者出産に伴う育児参加休暇」の取得者を2人以上とする。

<取組内容>

令和4年4月～「配偶者出産に伴う育児参加休暇」の取得対象期間を“当該出産の日後8週間を経過する日まで”を“当該出産に係る子が1歳に達する日まで”に変更する。

変更点をデスクネット等で職員に周知する。

育児休暇に関する相談を随時受け付ける。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

管理職に占める女性の割合・・・53%（令和3年4月1日現在）